1 交通事故に遭ったら
2 出前館の保険
3 傷害見舞金等支給制度
4 傷害見舞金等支給制度　申請方法
5 対人・対物賠償責任保険

1．交通事故に遭ったら

まずは事故にかかわる全員の無事を確認し、
警察へご連絡をお願いします。



交通事故発生時には

必ず警察へご連絡をお願いします。

※自損事故（単独事故）の場合にも、必ず警察へのご連絡をお願いします。

※ご連絡後は警察の指示に従い、必要に応じて救急・保険会社へもご連絡ください。

1．交通事故に遭ったら

配達中の場合は、オーダーについてサポートします。
以下の電話番号までご連絡ください。

サポートセンター



アプリのボタン
「配達中のお問い合わせ」
からご連絡いただけます

オーダー受託中の事故の場合、
出前館が用意する保険の適用が可能です。

配送サポートセンターへご連絡後、こちらにもお電話ください。



事故受付窓口

0120-426-417
（24時間365日受付）

2．出前館の保険

配達員の皆様に安心して稼働していただくため、
出前館では、配達中の事故を補償する制度を用意しています。

※いずれも出前館案件配達中に発生した事故に限ります。

ご自身が怪我をした

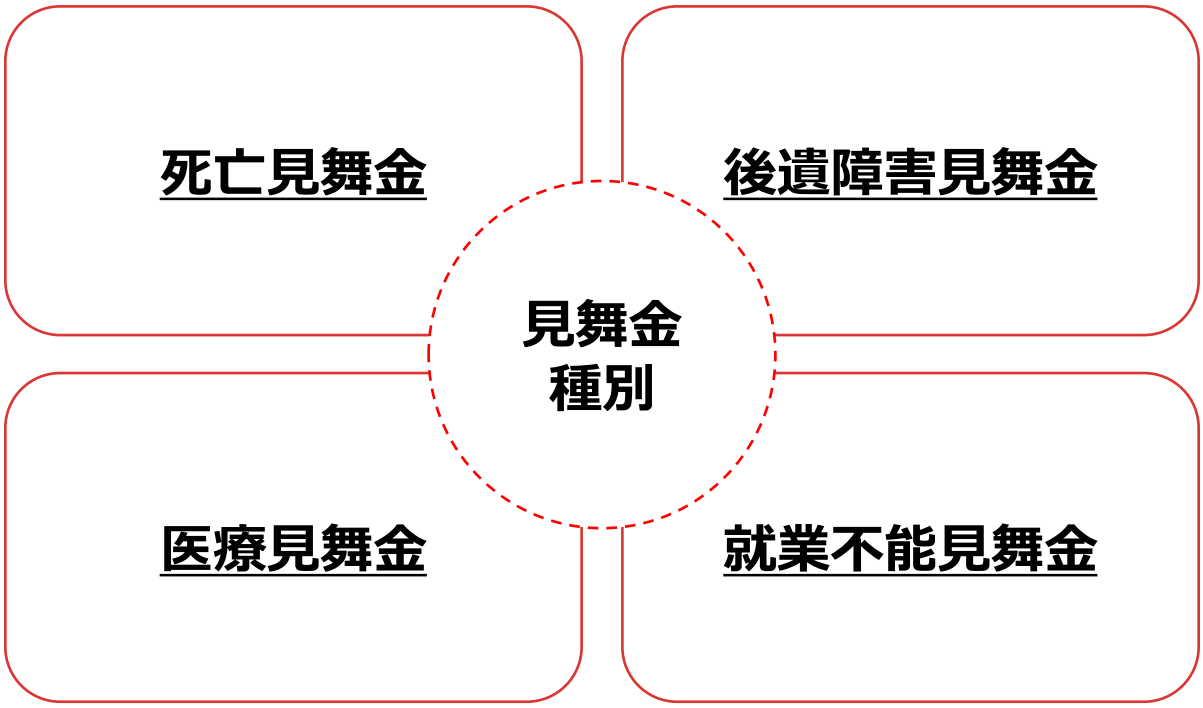
傷害見舞金等支給制度を設けています。
治療費や、入院を伴う就業不能期間の報酬を補償します。

相手に怪我をさせた / 相手の所有物を破損した

対人・対物の賠償責任保険を用意しています。
ご自身加入の任意保険で賄いきれなかった場合、残りの負担を補償します。
なお、自転車で配達中の事故の場合は、出前館の保険を優先して使用可能です。

3．傷害見舞金等支給制度

傷害見舞金等支給制度は、配達中の事故により配達員様自身が怪我等を負った場合に、治療費等を補償する制度です。



▼制度詳細はこちらをご確認ください

傷害見舞金等支給規程一覧

４．傷害見舞金等支給制度　申請方法

見舞金はマイ登録情報から申請いただけます。
申請方法詳細は下記リンク先をご覧ください。

マイ登録情報ログイン画面

傷害見舞金等支給制度の申請について

傷害見舞金の申請に関するよくあるお問合わせ

▼マイ登録情報にログインできない方はこちらをご確認ください

マイ登録情報のログイン方法

マイ登録情報パスワード再設定画面

5．対人・対物賠償責任保険

配達中の事故により他人を死傷させた・物品を破損したなど、損害賠償責任を負った場合に補償する制度です。
なお、補償額上限は1億円です。



バイク・車での事故の場合



ご自身加入の任意保険で賄いきれなかった場合に出前館の保険を適用可能です。
また、降車後の事故であっても、配達中であれば保険適用可能です。



自転車での事故の場合

出前館の保険を優先して適用可能です。

※自転車の場合、配達員登録時の任意保険加入を必須としていません。
ただし、自転車保険の加入が都道府県条例に定められている地域においては、ご自身の責任のもと、自転車保険の加入を推奨しています。